本路線が接続する一般国道431号は、出雲市と松江市を結ぶ主要幹線道路であり、両市間において線形不良等により最も交通の隘路となっていた区間について、平成26年３月に一般国道431号東林木バイパス（以下「東林木バイパス」という。）を供用したことにより、主要幹線道路としての機能が向上し、両市間の円滑な交通が図られることとなった。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、最小車道幅員が4.9mである幅員狭小区間があることなどから、現道を迂回する交通が多く、一般国道431号と出雲市中心部を南北に接続する幹線道路としての機能を十分に果たしていないことにより、東林木バイパスの供用効果を十分に発揮出来ていない状況にあるほか、現道周辺の市道等に現道を迂回する交通が集中し、過度な交通混雑をもたらす原因ともなっている。

平成26年４月に起業者が行った交通量調査によると現道周辺の出雲市荻杼町地内（荻杼交差点）で市道今市川跡日下線の自動車交通量は12,900台／日、混雑度は1.58、一般県道斐川出雲大社線の自動車交通量は18,200台／日、混雑度は1.32となっている。

本件事業の完成により、本件区間が２車線の道路として整備されることで円滑な交通が可能となり、東林木バイパス等と出雲市中心部を結ぶ幹線道路としての機能向上に伴う合理的な経路での交通の実現が図られ、東林木バイパスの最大限の効用が発揮されるとともに、市道今市川跡日下線及び一般県道斐川出雲大社線の交通混雑の緩和に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質等の環境影響調査を実施しており、その結果によると、生活環境に関する全ての項目について環境基準等を満足すると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

上記の環境影響調査によると、動物について、本件区間内及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハヤブサ、メダカ（ミナミメダカ）及びマルタニシ、準絶滅危惧として掲載されているヒクイナ及びミサゴ、改訂しまねレッドデータブック2014動物編に準絶滅危惧として掲載されているチョウゲンボウについて生息の可能性を専門家より指摘されたため、起業者において現地調査を行ったが、環境省レッドリスト等に掲載されている希少動植物種は確認されなかった。専門家からは、生息の可能性を指摘した種のうち鳥類については、本件区間内には環境省レッドリスト等に掲載されている鳥類の主要な生息環境は確認されず、本件区間周辺部には餌場となる農耕地や山林等が多く存在していることから、本件事業の施行による影響は軽微であるとの意見を得ている。メダカ（ミナミメダカ）については、本件区間内及びその周辺部において生息の可能性はあるものの、工事による汚濁水等の対策を講ずることにより、影響は軽微であるとの意見を得ている。マルタニシについては、本件区間及びその周辺部において生息していない可能性が高いとされている。

なお、本件区間内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、そのうち２箇所については島根県教育委員会との協議に基づき発掘調査が完了し、記録保存の措置が講じられている。起業者は、残る１箇所についても今後発掘調査を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、本路線の幹線道路としての機能向上に伴う合理的な経路での交通の実現を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）で定める第３種第２級の区分に該当する道路として、島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年島根県条例第50号）（以下「条例」という。）の規格に基づく２車線の道路をバイパス方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、バイパス計画案（以下「申請案」という。）のほか、南側現道活用案及び北側現道活用案の３案による検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、申請案は、用地取得面積は最も多いが、宅地への影響や支障物件が最も少なく、工事施工中に現道等の交通への影響が最も少なく施工性に優れ、事業費も最も廉価であるなど、社会的、技術的及び経済的諸条件に基づき、総合的に検討した結果、最も合理的である案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は車道幅員狭小区間があることなどから、現道を迂回する交通が多く、幹線道路としての機能を十分に果たしていないことにより、東林木バイパスの供用効果を十分に発揮出来ていない状況にあるほか、現道周辺の市道等に現道を迂回する交通が集中し、過度な交通混雑をもたらす原因ともなっていることなどから、できるだけ早期に合理的な経路での交通の実現を図る必要があると認められる。

なお、出雲市から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、本件事業の用に恒久的に供される範囲のうち、使用地とすることが合理的である範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　島根県出雲市役所

官報告

官庁事項

関東地方整備局公示

多摩川水系多摩川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成27年７月17日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　物置小屋24棟その他工作物（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所に備え付けた保管工作物一覧簿のとおり）

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　神奈川県川崎市多摩区宿河原七丁目及び堰一丁目地先

(2)　当該工作物を除却した日　平成27年２月23日から平成27年３月20日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成27年６月１日

(2)　保管の場所　東京都多摩市関戸三丁目地先

4　その他

返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２－18－１　国土交通省関東地方整備局　京浜河川事務所占用調整課　電話045－503－4015

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒100-8625　東京都千代田区大手町二丁目六番四号　電話　03(3587)4294
定価　本号一部　一カ月　六四円（本体五一〇円）　四〇円（本体三一〇円）　（配送料別）
第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日